

滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画【概要版】

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

1 策定の趣旨

女性をめぐる課題が**複雑化、多様化、複合化**している中、新たな「**困難女性支援法**」が成立した。本計画は法や基本方針の内容を受け、困難な状況にある女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することをめざす。

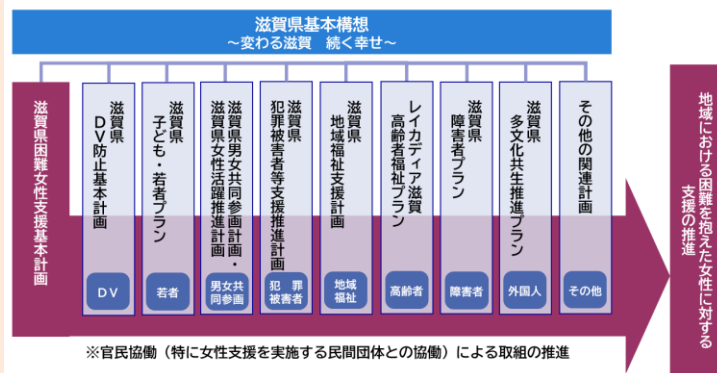
2 計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項に基づく**都道府県基本計画**。
滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等との整合および連携を図りながら定める。

3 計画の期間

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度) (5年間)

(参考) 他の計画との関連イメージ



SDGs 行動目標



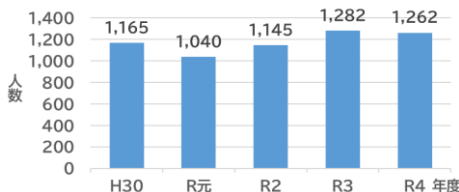
すまいるあくしよん行動目標



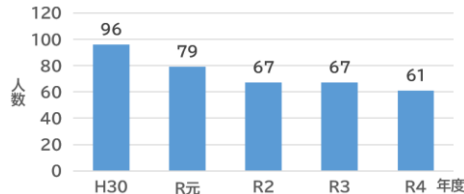
第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題

1. 現状

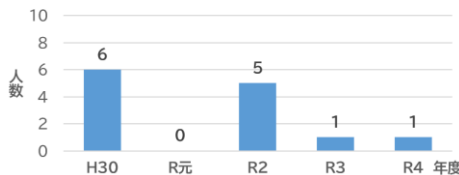
女性相談支援センターの相談人数の推移（滋賀県）



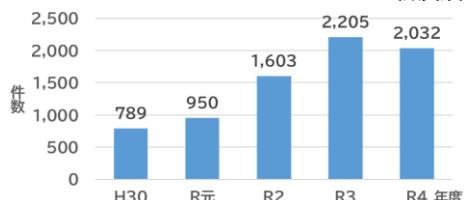
女性相談支援センターにおける一時保護者数（滋賀県）



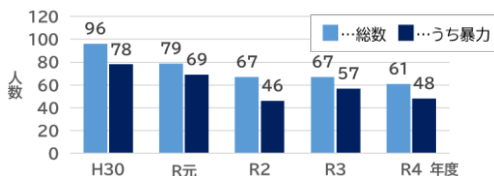
女性相談支援センターにおける外国人の来所相談人数の推移（滋賀県）



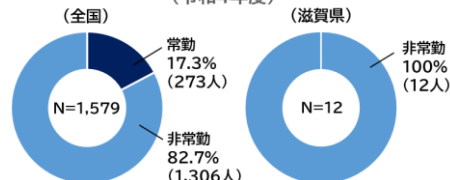
しが外国人相談センター相談状況の推移（滋賀県）



女性相談支援センターの一時保護女性のうち暴力を主訴とする者（滋賀県）



女性相談支援員の常勤・非常勤の割合（令和4年度）



2. 課題

◆支援への抵抗感の低減

女性相談支援センターにおける**相談件数は増加**しているものの、**一時保護件数については減少**が続いている。支援への抵抗感を低減させることが必要。

◆高リスク事案に対する機関連携

暴力被害など**安全・安心を脅かす相談が増加**していることから、配偶者暴力相談支援センターや警察、弁護士等の関係機関との更なる連携が必要。

◆相談スタッフの確保

女性相談支援員の配置について、本県では約半数の市町で未配置であるほか、配置している市においても非常勤職員が担っている状況であり、**雇用形態の安定化が必要**。

◆外国人からの相談事案への対応

しが外国人相談センターにおける相談件数が増加している中、**女性相談支援センターにおける外国人の相談人数は少ない**状況が続いている。早期把握に繋げるための更なる連携・協力が必要。

◆継続的な支援・アフターケア

女性自立支援施設等を**退所したあとの就労や住居確保にハードルがある**ケースがあることから、関係機関や民間団体等との連携を図りながらさまざまな支援を継続していく必要がある。

第3章 基本理念と基本方針

基本理念

～すべての女性が幸せを実感できる滋賀～

女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会をつくることにより、女性も男性も誰もが暮らしやすい社会の実現をめざす。

基本方針

- 早期からの**切れ目のない支援体制の強化**
- 多様化する支援対象者のニーズに応じた**きめ細かな支援の提供**
- 自立を見据えた**関係機関との連携強化**

施策を進めるための7つのポイント

- ① 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制充実
- ② 民間団体等との協働
- ③ 関係機関との連携体制の強化
- ④ 支援調整会議（各地域における支援体制）の設置運営
- ⑤ 教育・啓発の充実
- ⑥ 人材育成・研修の充実
- ⑦ 調査研究等の推進

第4章 具体的な取組

支援の流れ

支援内容（※★は重点項目）	
① 早期把握	<p><困難な状況にある女性が早期に相談に繋がるための環境づくりの推進></p> <p>★適切な支援が実施できるよう合同研修等を開催し、相談員間・関係機関の更なる連携を図る。 ・学校等において性に関する正しい知識の啓発、健康教育を実施する。</p>
② 居場所づくり	<p><悩みや不安を感じる女性に対する居場所の提供></p> <p>★子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援などを行う民間団体等の取組を支援する。 ・支援調整会議等を通じて、女性支援を行う民間団体等とのネットワークの構築を図る。</p>
③ 相談支援	<p><支援対象者の多様なニーズに応じるための相談実施体制の強化></p> <p>・関係機関との連携を強化するため、各機関の相談員を対象とした合同研修を実施する。 ★単独での女性相談支援員の配置が難しい市町のバックアップや広域的な支援を図るため、県施設等における女性相談支援員の配置先の拡大を検討する。</p>
④ 一時保護	<p><支援対象者の多様なニーズに応じるための一時保護実施体制の強化></p> <p>★一時保護所において余暇活動の充実や生活環境の改善を図る。 ・外国人の支援対象者に対して、多言語での情報提供に加え、やさしい日本語の活用や漢字にふりがなをつけるなど、一時保護中に安心した生活が送れるよう対応する。</p>
⑤ 被害回復支援	<p><医療機関等の専門機関への相談・連携・心理療法の実施></p> <p>・暴力等被害者について、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組む。 ・女性相談支援員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョンを定期的に実施し、専門的な助言を行うことにより、支援の質の向上を図る。</p>
⑥ 生活支援	<p><一時保護等の中長期的な支援体制の確保></p> <p>・民間団体等との連携を含め女性自立支援施設の今後の在り方について検討を行う。</p>
⑦ 同伴児童等への支援	<p><支援対象者の同伴児童に対する適切な支援の実施></p> <p>・DVのある家庭環境などさまざまな背景を有する同伴児童については、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当する職員と連携しながら支援にあたる。</p>
⑧ 自立支援・アフターケア	<p><地域社会で生活するための自立支援の実施></p> <p>★母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行う。 ・公営住宅の優先入居、支援対象者の単身入居の募集を実施する。</p>

数値目標

- **女性相談支援員**を配置している市の数
7市→13市
(6町については県のバックアップ等も検討)
- 女性相談担当者職員の**専門研修の受講率**
0%(今後新規プログラム等を策定)→100%
- **支援調整会議**を設置している市町の数
1市→19市町
- 女性支援を協働して担う**民間団体**の数
4団体 → 10団体

第5章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制

- (1) 国、県、市町、関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、困難女性支援の総合的な施策の推進に取り組む。
- (2) 県の関係部局等が相互に連携し、総合的な取組を進める。

2 基本計画の見直し

基本計画の見直しに当たっては、PDCAサイクルの考えに基づき**滋賀県DV・困難女性対策会議等**において、点検・評価する。

困難な状況にある女性の支援を通じて、誰もが暮らしやすい持続可能な社会を実現